

東タク防犯会報

東京タクシー防犯協力会

第275号 平成30年7月3日

東タク協内 TEL03-3264-8080(代)

事案情報

交通誘導員の格好をした人物によるトラブル事案について

このたび、会員事業者より会事務局に標記事案に関する連絡がありました。

当該事業者の所属する無線グループにおいては、同じ人物による同様のトラブルが2件発生しているとのことですので、以下の内容について乗務員に周知されるようお願いいたします。

人物の特徴

- 男性1名
- 帽子（キャップタイプ・緑と白の立て模様）と反射付きのベスト着用
- 笛（ホイッスル）を所持。

事案の概要

- 上記のような衣服の男は、銀座地区の駐車禁止場所にいるタクシーに対し、笛を鳴らし、車を移動させようとする。
- その際、（左側の後部ドア付近など）車のスレスレを歩き、車体に身体が当たると「人身事故だ」、「一発免停だ」、「取り消しだ」などと騒ぎ、「〇〇病院で治療を受ける」、「スマホの液晶画面が割れたので修理しろ」など迷惑料、慰謝料を請求する。
- なお、当該事業者では、相手方に警察に届けなければ対応できない旨伝えているが、男は頑なに警察に行くことを拒んでいるとのこと。

対 策

- 歩行者がタクシーの車体に接触した場合（交通事故）は、たとえ相手の行動に不審な点があるような場合でも警察へ連絡せずに示談した場合は、道路交通法上の「救護義務違反」及び「報告義務違反」となる可能性があるため、必ず警察に連絡した上で会社又は無線協同組合等に連絡し、指示を仰ぐようにする。